吉川市物価高騰対策商品券発行事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、米その他食料品等の物価高騰に伴う家計負担や地域経済への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えすることを目的として市が実施する吉川市物価高騰対策商品券の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商品券　前条の目的を達成するために、市が給付する吉川市物価高騰対策商品券をいう。

(2) 特定取引　商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供であって、商品券が対価の弁済手段として使用されるものをいう。

(3) 特定事業者　特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。

(4) 取次事業者　特定事業者からの換金の申出のあった商品券の換金及び特定事業者からの商品券に関する相談その他の事務の市への取次ぎを行う事業者をいう。

（商品券の給付）

第３条　市は、この要綱の定めるところにより、次条に規定する給付対象者に対し、商品券を給付する。ただし、給付対象者が市が指定した日までに受給の拒否を届け出た場合は、商品券の給付を行わない。

２　給付する商品券の額は、１人当たり５，０００円とする。

３　次の各号のいずれかに該当する者には、１人当たり５，０００円を加算する。

(1) 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による令和７年度分の市民税均等割が課されていない者のみで構成される世帯又は吉川市税条例（昭和３０年５月５日条例第３８号）の規定による当該市民税均等割を免除された者で構成される世帯の者

(2) 吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成４年吉川町条例第１７号）に規定する医療費の受給者証の交付を受けている者若しくは児童扶養手当法

（昭和３６年法律第２３８号）に規定する児童扶養手当の支給を受けている者

(3) 吉川市就学援助費支給要綱（平成２５年吉川市告示第８６号）の規定による令和７年度の認定を受けた児童若しくは生徒の保護者又は吉川市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和３年吉川市告示第７４号）の規定による令和７年度第Ⅰ区分の決定を受けた児童若しくは生徒の保護者

（給付対象者）

第４条　給付対象者は、令和８年３月１日（以下「基準日」という。）において、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 配偶者からの暴力を理由に市外より避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者であって、基準日において市内に居住しているが、市の住民基本台帳に記録されていない者については、一定の要件を満たし、その旨を申し出た者

(3) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者であって、基準日において市内に居住しているが、市の住民基本台帳に記録されていない者

（受給権者）

第５条　商品券の受給権者は、前条に規定する給付対象者が属する世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合であって他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難い場合は、当該世帯主以外の世帯構成者のうちから市長が指定する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法に定める措置を受けた者その他の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（商品券の使用範囲等）

第６条　商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

２　商品券を使用することができる期限は、令和８年９月３０日までとする。

３　特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。

４　商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

５　商品券は、給付された本人又はその代理人若しくは世帯を一にする者に限り使用することができる。ただし、第４条の要件を満たす給付対象者が商品券の給付を受けた後に死亡した場合にあっては、世帯を一にしていた者若しくはその者の代理人であった者が、当該商品券を使用することができる。

６　商品券は、特定事業者にて販売される物品の購入及び役務の提供に使用することができる。ただし、次に掲げるものに使用することはできない。

(1) 不動産又は金融商品

(2) たばこ（電子たばこを含む。）

(3) 商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの

(4) 現金への換金及び金融機関への預け入れ

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業において提供されるサービス等

(6) 士業への支払い

(7) 保険診療又は処方箋を伴う薬剤

(8) 出資や責務（公租公課、公共料金、振込手数料等）の支払い

(9) その他市が適当でないと認めたもの

（商品券の給付方法）

第７条　商品券の給付は、受給権者に対し第３条の券面金額の商品券をゆうパックによる送付その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（特定事業者の登録等）

第８条　市長は、別に作成する募集要項により特定事業者を募集し、応募した事業者を登録する。

（特定事業者の責務）

第９条　特定事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において商品券の受取を拒まないこと。

(2) 商品券の交換、譲渡又は売買を行わないこと。

(3) 市及び取次事業者と適切な連携体制を構築すること。

２　市長は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

（商品券の換金手続）

第１０条　市長は、特定取引において商品券が使用された場合は、特定事業者に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。

２　換金の方法は、特定事業者が指定する口座への振替の方法による。

（商品券に関する周知等）

第１１条　市長は、事業の実施に当たり、給付対象者の要件、使用期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（商品券が使用されなかった場合の取扱い）

第１２条　市長が前条に規定する周知を行ったにもかかわらず、第６条第２項に規定する使用期限内に商品券が使用されなかった場合は、給付対象者が商品券の使用を辞退したものとみなす。

（事業の委託）

第１３条　市長は、必要があると認めるときは、事業の一部又は全部を委託することができる。

（不当利得の返還）

第１４条　市長は、偽りその他不正の手段により商品券の給付を受けた者に対しては、給付を行った商品券の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１５条　商品券の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記（第５条関係）

１　配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者

(1) 次のいずれかに該当する者であって、次号に定める要件を満たし、かつ、その旨を申し出た者（以下「申出者」という。）については、当該申出者が属する世帯とは別世帯の世帯主であるとみなす。（基準日において市の住民基本台帳に記録されていない者を含む。）

ア　配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者又は親族

（配偶者を除く。以下同じ。）その他申出者と同一の世帯に属する者からの暴力等を理由に避難し、当該者と生計を別にしている者

イ　親族からの暴力等を理由に避難し、自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア　申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１０条に基づく保護命令（同条第１項第１号に基づく接近禁止命令又は同項第２号に基づく退去命令）が出されていること。

イ　婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書又は配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）若しくは行政機関及び関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体及び補助金等給付団体をいう。）による確認書が発行されていること。

ウ　基準日の翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年自治振第１５０号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ　申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること。

２　措置入所等児童

次のいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満１８歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満２２歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））をいう。以下同じ。）については、当該児童等が属する世帯とは別世帯の世帯主であるとみなす。（基準日において市の住民基本台帳に記録されていない者を含む。）

(1) 児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第６条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）が疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

(2) 児童福祉法第２７条第１項第３号の規定により入所措置が採られて同法第４２条に

規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、同法第２７条第２項の規定により同法第６条の２の２第３項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第２７条第１項第３号若しくは第２７条の２第１項の規定により入所措置が採られて同法第３７条に規定する乳児院、同法第４１条に規定する児童養護施設、同法第４３条の２に規定する児童心理治療施設若しくは同法第４４条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（２月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は医療機関への入院をしている者及び保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、２月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）